



2024年5月14日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証プライム)
問合せ先 取締役 経理部長 兼 経営管理部長 兼 サステナ
ビリティ推進室長 兼 法務部長 宮田 謙作
(TEL. 03-3915-7632)

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、中間配当制度の導入および定款の一部変更に関する議案を2024年6月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月27日開催予定の第16回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）及び第47条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）及び第47条（期末配当金の支払）を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

また、現行定款第47条第2項及び第3項の削除に伴い、第48条（配当金の除斥期間）を新設するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己株式の取得)</u> <u>第6条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第7条～第46条 (条文省略)</u> <u>(期末配当金の支払)</u> <u>第47条 当社は株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u> <u>2. 期末配当金は、支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>3. 未払の期末配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第6条～第45条 (現行どおり)</u> (削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第48条 配当金は、支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日(木)(予定)
定款一部変更の効力発生日	2024年6月27日(木)(予定)

以 上